主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人並びに弁護人石渡秀吉の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(弁護人の上告趣意第二点において判例違反の主張があるけれども、その案質は事実誤認の主張である)また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月二九日

最高裁判所第二小法廷

	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯	∤ें	谷	裁判官